

2014年6月4日

ブリティッシュ・アメリカン・タバコ・ジャパン合同会社
執行役員 人事ディレクター 西田 知希殿

ブリティッシュ・アメリカン・タバコ・ジャパン労働組合
中央執行委員長 木之下 幸三

抗議ならびに改善要求書

2014年5月29日（木）に発表された、G32/33のTMRを対象とした、ブリティッシュ・アメリカン・タバコ・ジャパン合同会社（以下、会社）の『希望退職者募集』に関する、当労働組合（以下、組合）への説明並びに報告手順に関し、下記の通り抗議及び改善の要求を行うものである。

記

10年前の組合結成以来、会社とは労使関係にありながら、労使協調を旨とし、会社の発展と従業員の雇用確保・労働環境の改善について互いに汗をかき智恵を出してきたことと認識しています。

しかしながら、5月29日（木）に発表された会社の『希望退職者募集』のプログラムについて、組合に対し事前協議期間を設けず、組合執行三役に正式に報告があったのは、発表当日の2時間前のことでした。

労働協約15条3項では、労使協議会の付議事項として「組合員の労働条件及び待遇に関する事項」については、協議事項としているが、本内容は労使協議会の付議事項であり、これをもって協約違反と言うものではないが、これまで労使で築き上げてきた信頼関係を根底から覆す行動であると義憤を感じるどころであります。

会社にとっても組合員にとっても大変重要な問題について、組合に事前協議や相談も無く決定されたことについて、国際食品労連日本加盟労組連絡協議会（IUF-JCC）を通じて、ブリティッシュ・アメリカン・タバコ（ロンドン）に対して今回の顛末を報告することも考えましたが、報告することが本意ではなく、今後は、このようなことがないよう、組合員の労働条件及び待遇に関する事項等については、前広に労使協議会で協議することを強く要求します。

これまで労使で築きあげた信頼と協調の上に、雇用の確保と組合員が安心して働ける職場環境があつてこそ、将来予想される市場環境の変化にも対応できる強い競争力を備えることで、会社の発展に繋がるものと考えています。

よって、上記より組合は以下を抗議し、会社による書面回答及び組合要請に応じた適宜の労使協議の開催を求める事を要求します。

□抗議ならび改善要求

雇用に関わる重要な案件に関して労使事前協議期間を設けず、意思決定の手順を踏まない組合軽視の対応（道義違反）に対する抗議を申入れします。

今後は労働協約15条「労使協議会の付議事項」に該当する事案については合理的な事前労使協議期間を設け、真摯に労使協議を行うものとする事を要求します。

以上